

叙位審査票の作成要領

1 使用様式

		使 用 様 式	
		初 葉	次 葉
死 亡 叙 位	元 職 員	叙位審査票 (A)	叙位審査票 (C)
	民 間 人	叙位審査票 (B)	叙位審査票 (D)

(注) 次葉以上にわたる場合は、必ず「1／2」、「2／2」と記入する。

2 記載要領

(1) 基本項目

記 入 欄	記 載 例	注 意 事 項
省 庁 等	財務省(国税庁)	
コ 一 ド	689	
番 号		記入しない。
死 亡 日	令和〇年〇月〇日 心不全	死亡年月日と死亡原因を記入する。 推定死亡の場合の死亡原因は、死体検査書に記載されている死亡原因を記入する。
現 住 所	左 側 東京都千代田区 霞が関3丁目1番1号	履歴書に記載した現住所を都道府県名から略さずに記入する(履歴書の表記と一致させる)。 コード欄(現住所)に記載されるコード番号に対応する部分を点線の左側に、その以降の部分は点線の右側に記入する。
コ ー ド (現住所)	13101	統計に用いる標準地域コード(総務省統計局のHPを参照)による都道府県及び市区町村のコードを記入する。
ふ り が な 氏 名	こくぜいたろう 国税 太郎	氏名は戸籍どおりに正確に記載する。 戸籍の氏名に外字が使用されている場合、外字部分は文字を「〇」で囲む。
性 別	男	性別を記入する。
旧 氏 名 等	大蔵 太郎 (昭 23.5.1 改姓)	改姓、文字訂正がある場合には、旧氏名及び改姓等を行った年月日を記入する。
ふ り が な ペ ン ネ ー ム ・ 芸 名		ペ ン ネ ーム・芸名等のある者は、芸名等を記入し、ふりがなを付ける。
位 階	正七位(昭 21.2.1)	既存の位階とその発令年月日を記入する。
勳 章	昭和15春 旭八 (戦時功労)	既存の勳章の種類とその発令年月日および功労名を記入する。 ※ 国税関係の功労名は勳章審査票の作成要領「功労名」欄の記載例を参照。

記入欄	記載例	注意事項
生年月日	大正〇年〇月〇日(〇歳)	戸籍に記載されている生年月日を記入し、()内に叙勲発令日(死亡日)現在の年齢を記入する。
主要経歴 (官職) ※元職員の場合	元 大蔵(財務)事務官(〇〇税務署長)	官職名を記入し、補職を()書きで記入する。元職の場合は「元」、現職死亡の場合は「現」を付ける。 原則として、主要経歴は1年以上在職している官職とする。
主要経歴 ※民間の場合	現 (社)〇〇法人会 副会長 元 〇〇県議会議員	原則として記載不要。 ただし、他分野の功績を有し、位階計算上影響のある経歴については、下段に記入する。
功労名(叙勲)	納税功労 税理士功労 酒類業振興功労 税務行政事務功労	青色申告会、法人会、納税貯蓄組合、間税会 税理士会 酒造組合、御酒販組合、小売酒販組合 元職員
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 昭和〇年〇月 卒業	履歴書に記載した最終学校名(学部、学科名を併記。なお、編入の場合は学科名等の後に「(編入)」と記入)及び卒業又は中退の年月を記入し、「卒業」又は「中退」と記入する。
表彰歴	平〇.〇.〇 財務大臣表彰 (納税功労)	審査上参考となる表彰名、表彰年月日及び事由を記入する。 原則として、大臣表彰以上を記載する。 元職員の在職時の表彰は記載不要。
褒章	平12秋 藍綬 (納税功労)	既存の褒章(紺綬を除く)の種類とその発令年月日および功績名等を記入する。 ※ 国税関係の功績名等は「功績名等」の記載例を参照。
試験	昭和22年2月 高等官試験行政科試験合格	上級採用の場合、試験名を記載する。 履歴書にも記載すること。

(2) 「官職名等」欄（元職員）

項目	記載例	注意事項
兵 役	兵役（文官分限令第11条第1項第4号）	叙位については、原則として兵役期間を通算することはできない。 兵役のため休職している場合は、左記のとおり記載するが、在職年数からは除算する。 文官のまま入隊している場合は、「官職名等」欄には記入せず、備考欄に兵役期間を記入する（在職年数に通算可能）。
外 地 官 署	台湾総督府	台湾、朝鮮、樺太など（月給、または恩給法上計算に含まれていれば通算可能）
外 国 政 府	記載不要（通算不可）	満州国、中華民国、蒙古など
外 国 特 殊 法 人	南満洲鉄道	恩給法上認められている機関であること（算入の可否は個別に判断が必要）。 恩給法上、計算に含まれていれば属（正社員）として通算するが、それ以外は通算できない。
雇、臨時雇、事務員、小使い、嘱託等の期間	記載不要（通算不可）	
判任官期間 (指定官職未満)	税務署属、国税局属 大蔵事務官	
高等官期間 (指定官職以上)	○○税務署副署長 ○○国税局○○部○○課長 ○○税務署長	職名については、省略せずに記入する（履歴書と一致させること）。 ただし、「○○署（筆頭）○○副署長」のような場合の「（筆頭）」は記載しない。 機構改正により官職名に変更があった場合には、官職名ごとに記入する（「資産税課長」から「資産課税課長」への変更等）。 平13.1.6の組織改正による「大蔵事務官」から「財務事務官」への変更についても記入する。
俸 給 の 異 動	税務職3等級4号俸 税務職特3等級9号俸 税務職7級8号俸	俸給の異動については、次の等級以上の発令について、等級が異動するごとに記入する。 等級の異動と同一日付で複数の号俸異動があった場合は、最も高い号俸を記入する。 S23.1.1～S32.3.31：10級以上 税8級以上 S32.4.1～S60.6.30：行(一)4等級以上 税3等級以上 S60.7.1～H18.3.31：行(一)7級以上 税7級以上 H18.4.1～：行(一)5級以上 税5級以上 (給与法改正による異動で、上記の等級からそれ以下の等級が発令された場合（例：S60.6に税3等級だった者がS60.7に税6等級を発令された場合）は、上記以下の等級についても記載する。)

項目	記載例	注意事項
部付、課付の期間	○○国税局○○部付	原則として、判任官期間、高等官期間と同様に計算する。 ただし、病気休暇等により実際に勤務に従事していない場合は通算できない。
再任用期間	(原則、記載不要)	擬叙成立に影響するような場合には、庁に相談する。
民間企業への出向期間	○○株式会社○○部○○課長	民間企業への辞職出向期間は歴に通算する。ただし、辞職出向中に「陞等」はできないため、復職した時点で「陞等」を適用することに留意する。
療養期間	療養	勤務年月数から減算する。
休職期間	休職	
指導区分 (A-1)	記載不要	本来、職務に従事していなかった期間は在職年月数に算入しないのが原則であるが、国税庁職員健康管理規定に基づく「健康管理指導区分」期間 (A-1) については、履歴書に記載しないことを要件として、在職年月数に算入する。
退職後の歴史	記載不要	
辞職	辞職	
死亡	死亡	

(3) 「職名等」欄 (民間人)

項目	記載例	注意事項
兵役	兵役	兵役期間があれば記入する。
生業	○○(有) 社員 ㈱ ○○○ 取締役 ㈱ ○○○ 代表取締役 税理士	会社等の歴史については、会社ごとに社員及び役員別 (取締役、常務取締役、専務取締役、代表取締役社長、代表取締役会長) に時系列に記入する。 表記は履歴書と一致させる。
関係民間団体	(社) ○○青色申告会連合会 理事 ----- (社) ○○県法人会連合会 副会長 ----- 日本税理士会連合会 理事 " 副会長 ----- ○○県酒造組合 会長	下位団体から上部団体の順に記入し、団体の分野ごとに欄を1行空ける。 表記は履歴書と一致させる。 上欄に記載した団体と同じ団体の役職を記載する際は、団体名を「」または「同上」として記載を省略する。
その他の団体等	上記に準じて記載する	

(4) 「区分」欄（民間人のみ）

「主要経歴」欄に記入した経歴の該当する職の部分に○を記入する。

（注）主要経歴は原則として在職年月数が1年以上ある役職とする。

(5) 「在職期間」欄（民間人のみ）

その職の始期及び終期を日付まで記入する（不明な場合は、年または年月までを記載する）。

(6) 「在職年月数」欄（民間人のみ）

① 曆により計算した日数（半月単位ではないことに注意）を記入する。

② 始期及び終期の日付が不明な場合、始期は16日、終期は15日とみなして計算する。

【参考】在職年月数、在職年月日数の計算例

例	在職年月日数 叙位（民間人）		
昭38.5~40.4 (昭38.5.16~40.4.15として計算)	1	11	0
昭40.4~45.5.2 (昭40.4.16~45.5.2として計算)	5	0	17
昭45.5.3~47.4.26	1	11	24

(7) 「高等官」、「位階」、「必要年数」欄（元職員のみ）

別紙5「叙位基準表進（公務員）」の進階表に基づき格付けされる位階を推定して記入する。

① 高等官推定による場合

イ 初めて国税庁課長補佐相当職に就き、かつ、俸給が税務職俸給表3等級（現在税務職5級）相当となった日を高等官推定の始期とする。

ロ

（注）大蔵事務官2級の発令は昭和25年5月15日に官の級別制度廃止以後はない。

発令庁が不明の場合は、とりあえず内閣の発令として取り扱うが、内閣による発令は昭和25年1月8日までであり、その後はすべて各府省庁による発令となっている。

ハ 高等官在職年月数が「高等官三等」に達する場合においても、高等官三等相当職（別紙7-1参照）に在任していないときは「高等官三等」に格付けできない。

この場合は一級進階し、「高等官」欄には「進階」と記載する。

ニ

② 判任官推定の場合

イ 判任官期間と高等官期間の合計数で判定する。

□ 高等官期間が短い者については、判任官推定による方法の方が上位の位階となることがあるので、高等官推定で「正六位」以下の格付となる場合は、判任官推定による格付も検討する。

ただし、判任官推定と高等官推定が同一の位階となる場合は、高等官推定を適用し審査票作成を行う。

【参考】記載例

発令年月日	官職	高等官	位階	説明
S50. 7. 10	○○税務署副署長			①イ、ロ参照
S52. 8. 10				
S54. 12. 10				
S57. 7. 10	○○税務署長			
S62. 8. 10				①ハ参照
H2. 7. 10	辞職			①ニ参照
S30. 4. 1	大蔵事務官			
H2. 7. 10	○○税務署特別国税調査官			判任官推定の場合 (②参照)
H2. 7. 10	辞職			

(注) 高等官期間が中断した場合でも、中断前の高等官期間を通算して高等官を推定することができる。判任官期間についても、退官等による中断があっても、その前後の在職期間を通算することができる。

減給処分があった場合には1年除算する必要がある。

(8) 「会社の規模など」欄及び「団体の規模など」欄（民間人用のみ）

① 会社の規模

候補者の生業における会社の規模等を記入する。

② 団体の規模

勲等格付けに影響した団体の規模等を記入する。

(注) 「団体規模及び事業概況等調」の内容と一致させること。

(注) 勲等格付けに影響した団体のみ記載し、それ以外の団体については「団体規模及び事業概況等調」のみ作成する。

(9) 「備考」欄

① 兵役がある場合は、その期間と戦時功労による前叙の有無を記入する。

「勲章」又は「位階」どちらかが発令されていれば、「前叙あり」となる。

兵役がない場合であっても、大正生まれの者は、兵役の有無の確認を求められる場合があるため、兵役の有無及び前叙の有無を記載すること。

② P 8 の別表に掲げる経歴を有する場合は、該当する記入事項を適宜記入する。

③ その他審査上、特に考慮する必要があると思われる事項がある場合には、当該事項を記入する。